



茨城県報

第 109 号

令和 2 年 (2020 年) 6 月 1 日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境対策課)	2
●茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境対策課)	3
●茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (防災・危機管理課)	7
告 示	
●指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)	7
●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (2 件) (障害福祉課)	8
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (障害福祉課)	8
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (3 件) (障害福祉課)	9
●大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	9
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	11
●道路の区域の変更 (道路維持課)	11
●道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)	12
●建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定 (建築指導課)	12
公 告	
●落札者等の公示 (情報システム課)	13
●特別保護地区の指定について (3 件) (自然環境課)	13
●都市公園の区域の変更 (都市整備課)	18
●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	20
規 程	
(病院事業管理者)	
●病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	20
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示	21

規 則

茨城県規則第52号

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則（昭和57年茨城県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（霞ヶ浦指定施設）」に改める。

第4条の2第1項を削り、同条第2項中「第11条の2後段」を「第11条の2」に改め、同項を同条とする。

第6条の見出し中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改め、同条第1項中「指定施設設置（使用）届出書」を「霞ヶ浦指定施設設置（使用）届出書」に改める。

第7条の見出し中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改め、同条中「指定施設の構造等変更届出書」を「霞ヶ浦指定施設の構造等変更届出書」に改める。

第9条中「指定施設の」を「霞ヶ浦指定施設の」に、「指定施設使用廃止届出書」を「霞ヶ浦指定施設使用廃止届出書」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（条例第19条第1項の規則で定める量）

第10条の2 条例第19条第1項の規則で定める量は、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートルとする。

第11条第1項中「第19条第2項」の次に「（条例第19条の2第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第13条第1項を削り、同条第2項第1号中「6月に1回」を「6月に1回、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の場合にあつては1年に1回」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とする。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条中「第21条の2」を「第21条の2第1項」に改める。

別表第2中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改める。

別表第3中「10立方メートル以上」を削り、同表備考第5項中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改める。

様式第1号の2中「指定施設設置（使用）届出書」を「霞ヶ浦指定施設設置（使用）届出書」に、「指定施設」

を「霞ヶ浦指定施設」に、

指定施設の種類
△指定施設の構造
△指定施設の使用の方法

を

霞ヶ浦指定施設の種類
△霞ヶ浦指定施設の構造
△霞ヶ浦指定施設の使用の方法

に、「指定施設の種

類の」を「霞ヶ浦指定施設の種類」に改める。

様式第2号中「指定施設の構造等変更届出書」を「霞ヶ浦指定施設の構造等変更届出書」に、「指定施設」を「

霞ヶ浦指定施設」に、

指定施設の種類
△指定施設の構造
△指定施設の使用の方法

 を

霞ヶ浦指定施設の種類
△霞ヶ浦指定施設の構造
△霞ヶ浦指定施設の使用の方法

 に、「指定施設の種類の」

を「霞ヶ浦指定施設の種類の」に改める。

様式第 3 号中「指定施設の設置（指定施設）」を「霞ヶ浦指定施設の設置（霞ヶ浦指定施設）」に、

「

届出に係る指定施設の種類の種類

」を「

届出に係る霞ヶ浦指定施設の種類の種類

」に改める。

様式第 5 号中「指定施設使用廃止届出書」を「霞ヶ浦指定施設使用廃止届出書」に、「指定施設の使用」を「霞ヶ浦指定施設の使用」に、

「

指定施設の種類の種類
指定施設の設置場所

」を「

霞ヶ浦指定施設の種類の種類
霞ヶ浦指定施設の設置場所

」に、「指定施設の種類の」を

「霞ヶ浦指定施設の種類の」に改める。

様式第 6 号中「指定施設に」を「霞ヶ浦指定施設に」に、

「

指定施設の種類の種類
指定施設の設置場所

」を

「

霞ヶ浦指定施設の種類の種類
霞ヶ浦指定施設の設置場所

」に、「指定施設の種類の」を「霞ヶ浦指定施設の種類の」に改める。

様式第 6 号の 2 中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改める。

様式第 9 号中「抜すい」を「抜粋」に、「一」を「いずれか」に、「(5)」を「(8)」に改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第 53 号

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 17 年茨城県規則第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「排水基準」の次に「（次項及び第 3 項において「排水基準」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第 6 の 1 の項に掲げる施設に係る排水基準は、別表第 7 の 2 に掲げるとおりとする。
- 3 別表第 6 の 18 の項に掲げる施設を設置する工場等（以下この項及び第 17 条の 3 第 2 項において「共同処理場」という。）に係る排水水については、当該共同処理場を当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場等の属する排水特定施設の区分に属するものとみなして、別表第 7 又は別表第 7 の 2 の排水基準を適用する。この場合において、

当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場等につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

第17条の次に次の2条を加える。

(条例第36条第3項の規則で定める量)

第17条の2 条例第36条第3項の規則で定める量は、別表第6の1の項に掲げる施設を設置する工場等にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が7.5立方メートルとし、それ以外の工場等にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートルとする。

(霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準)

第17条の3 条例第36条第3項に規定する規則で定める霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準(次項において「特定排水基準」という。)は、別表第7の3に掲げるとおりとする。

2 共同処理場に係る排出水については、当該共同処理場を当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場等の属する排水特定施設の区分に属するものとみなして、別表第7の3の特定排水基準を適用する。この場合において、当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場等につき異なる許容限度の特定排水基準が定められているときは、それらの特定排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

第19条第1項中「第42条第2項」の次に「(条例第42条の2第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「第44条第2項」を「第44条第3項」に改め、同条第2項中「第44条第2項」を「第44条第3項」に改める。

第21条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 霞ヶ浦及び北浦水域に当該工場等から排出される1日当たりの平均的な水の量が10立方メートル未満の者(設置している排水特定施設が51人以上200人以下の処理対象人員であるし尿浄化槽のみのものを除く。)にあつては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水については第1号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される排出水については同号イ及びウに掲げる項目について1年に1回

別表第6の1の項中「限る。」の次に「別表第7の2、別表第7の3及び」を加える。

別表第7中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表の水域の欄に掲げる鹿島灘水域、県央地先水域、常磐地先水域、県北水域、久慈川水域、那珂川水域、める条例別表第1の水域の欄に掲げる鹿島灘水域、県央地先水域、常磐地先水域、県北水域、久慈川水域、那珂
- 2 この表において「日間平均」による許容限度とは、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとす
- 3 この表において「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定量限界を下回ることをいう。
- 4 この表に掲げる有害物質(ふっ素及びその化合物を除く。)以外の項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的立方メートル未満)である工場等に係る排出水については、適用しない。
- 5 この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場
- 6 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って、化

澗沼水域、桜川水域、霞ヶ浦及び北浦水域、利根川水域及びその他の水域は、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定川水域、澗沼水域、桜川水域、霞ヶ浦及び北浦水域、利根川水域及びその他の水域とする。

る。

に基づき環境大臣が定める検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定な排出水の量が、霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域にあつては30立方メートル未満（霞ヶ浦及び北浦水域にあつては10合における検出値とする。

学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って、それぞれ適用する。

別表第 7 の次に次の 2 表を加える。

別表第 7 の 2 畜舎に係る排水基準 (第 17 条第 2 項関係)

工場又は事業場の区分		項目	生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量	
			〔単位 1 リットルにつき ミリグラム〕		〔単位 1 リットルにつき ミリグラム〕		〔単位 1 リットルにつき ミリグラム〕	
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
霞ヶ浦及び北浦水域に排出するもの	1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上のもの		10	15	10	15	20	30
	1 日当たりの平均的な排出水の量が 7.5 立方メートル以上 50 立方メートル未満のもの		120	160	120	160	150	200
霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域に排出するもの	1 日当たりの平均的な排出水の量が 7.5 立方メートル以上のもの		120	160	120	160	150	200

備考

- この表において「霞ヶ浦及び北浦水域」とは、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第 1 の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域とする。
- この表において「日間平均」による許容限度とは、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。
- この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値とする。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って、それぞれ適用する。

別表第 7 の 3 霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準 (第 17 条の 3 第 1 項関係)

項目	生物化学的酸素 要求量 〔単位 1 リッ トルにつき ミリグラム〕		化学的酸素要求 量 〔単位 1 リッ トルにつき ミリグラム〕		浮遊物質量 〔単位 1 リッ トルにつき ミリグラム〕	
	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大
工場又は事業場の区分						
下欄に掲げるもの以外のもの	20	25	20	25	30	40
畜舎を設置するもの	120	160	120	160	150	200

備考

- この表において「日間平均」による許容限度とは、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。
- この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値とする。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って、それぞれ適用する。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第 54 号

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

茨城県災害救助法施行細則 (昭和 36 年茨城県規則第 83 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項第 1 号イ中「16,000 円」を「15,800 円」に改め、同号オ中「16,600 円」を「16,500 円」に改め、同号カ中「24,800 円」を「25,000 円」に改め、同号キ中「25,500 円」を「25,800 円」に改め、同号ク中「24,500 円」を「24,800 円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第 595 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5